

東村山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

令和3年11月26日提出

提出者 東村山市長 渡部 尚

東村山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

東村山市国民健康保険条例（昭和35年東村山市条例第5号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第222号）の公布に伴う出産育児一時金の見直しによる改正その他所要の改正を行うため、本案を提出するものである。

東村山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

東村山市国民健康保険条例（昭和35年東村山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の各号」を削る。

第8条第1項中「404,000円」を「408,000円」に改める。

第9条の2第1項中「20歳」を「18歳」に改め、同条第4項中「の各号」を削る。

附則第3項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する」を削り、「新型コロナウイルス感染症」の次に「（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、第9条の2第1項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第8条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の被保険者の出産から適用し、同日前の被保険者の出産については、なお従前の例による。

東村山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 条 例

(国民健康保険運営協議会の委員の定数)

第2条 国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(出産育児一時金)

第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として408,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。

2 (略)

(結核・精神医療給付金)

第9条の2 結核医療給付金は、被保険者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条の2第1項の規定による負担において医療に関する給付を受ける場合であって、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める者が、第3項に定める申請のあった月の属する年度(結核医療給付金の申請のあった月が4月又は5月の場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の市町村民税(同法の特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)が課されない者(条例の定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。)である場合に支給する。

- (1) 18歳以上の被保険者 当該被保険者
- (2) 18歳未満の被保険者 当該被保険者の属する世帯の世帯主

旧 条 例

(国民健康保険運営協議会の委員の定数)

第2条 国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(出産育児一時金)

第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として404,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。

2 (略)

(結核・精神医療給付金)

第9条の2 (同左)

- (1) 20歳以上の被保険者 当該被保険者
- (2) 20歳未満の被保険者 当該被保険者の属する世帯の世帯主

新 条 例

2・3 (略)

4 結核・精神医療給付金の支給額は、次に定めるものとする。

(1)・(2) (略)

5・6 (略)

附 則 (昭和35年東村山市条例第5号)

1・2 (略)

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

3 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。))に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

4～8 (略)

旧 条 例

2・3 (略)

4 結核・精神医療給付金の支給額は、次の各号に定めるものとする。

(1)・(2) (略)

5・6 (略)

附 則 (昭和35年東村山市条例第5号)

1・2 (略)

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

3 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

4～8 (略)